

31—00 P U D T

無効審判における請求人適格

1. 無効審判における請求人適格

無効審判を請求することができる者（請求人適格）は、特許無効審判、延長登録無効審判、商標登録無効審判が「利害関係人」と規定され（特 § 123②、§ 125 の 2②、商 § 46②）、実用新案登録無効審判、意匠登録無効審判が「何人も」と規定されている（実 § 37②、意 § 48②）。ただし、特許、実用新案、意匠において、権利の帰属を理由とする無効審判の請求人適格については、それぞれ特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利を有する者と規定されている（特 § 123②、実 § 37②、意 § 48②）。

2. 請求人適格の規定の変遷と解釈

無効審判の請求人適格は表 1 に示すように変遷してきたが、「何人も」と改正された平成 15 年法改正後の特許無効審判等を除き、明文の規定がないときであっても、裁判例は一貫して「利害関係人」であることを要するとしてきた。

平成 26 年改正法において、特許異議の申立て制度が創設され、申立人適格が「何人も」とされたことと併せ、特許無効審判の請求人適格は「利害関係人」であることが確認的に規定されたが、請求人適格に関する判断基準や運用は、平成 15 年法改正前のものから変更するものではない。

延長登録無効審判、商標登録無効審判の請求人適格についても、「利害関係人」であることを確認的に規定したが、特許無効審判と同様に、請求人適格に関し当時の判断基準や運用を変更するものではない。

（注） 審判における当事者適格 → 22—01 の 7. (2)

表1 無効審判における請求人適格の変遷

	大正 10 年法	昭和 34 年法	昭和 62 年法	平成 15 年法	平成 26 年法
特許無効審判 (特 § 123)	「利害関係人 及審査官」	条文に規定なし (判例上、利害関係人と解 釈)		「何人も」	「利害関係 人」
延長登録無効 審判 (特 § 125 の 2)	/		条文に規定なし (判例上、利害関係人と解 釈)	「利害関係 人」	
実用新案登録 無効審判 (実 § 37)			「利害関係人 及審査官」	条文に規定なし (判例上、利害関係人と解 釈)	「何人も」
意匠登録無効 審判 (意 § 48)	「利害関係人 及審査官」	条文に規定なし (判例上、利害関係人と解 釈)		「何人も」	
商標登録無効 審判 (商 § 46)	「利害関係人 及審査官」	条文に規定なし (判例上、利害関係人と解釈)			「利害関係 人」
(参考) 特許異議の申 立て (特 § 113)	「何人ト雖」	「何人も」		/	

(改訂 H27. 2)